

国際  
シンポジウム  
特集

## ヒロシマと平和憲法 — 私たちはその精神をどう活かすか

田中 利幸

広島平和研究所は2005年7月30日、国際シンポジウム「ヒロシマと平和憲法 -- 私たちはその精神をどう活かすか」を広島国際会議場で開催し、市民ら220人が参加した。本特集は、4人のパネリストの報告(2~3ページ)とコーディネーターの総括(1ページ)をそれぞれ掲載する(編集部)。

太平洋戦争中に「マレーの虎」という威名で内外に広く知られた陸軍大将・山下奉文は、彼の指揮下にあったフィリピン駐留の日本軍によるマニラ市民虐殺や強姦などの戦争犯罪の責任を戦後間もなく問われ、1946年2月23日絞首刑に処せられた。彼は最終的には司令官としての自己の責任を潔く認め、処刑台へと上っていった。

処刑の1時間40分前、彼は日本国民への最後のメッセージを森田正覚教師に託している。その骨子は以下の4点に要約できる。

- 1) 日本人の倫理観の欠如が、日本人の間に多くの戦争犯罪者を生み出し、世界各国の日本に対する信頼を失わせる根本原因であった。各人が道徳的判断力を養成し、責任感の強い国民になってほしい。
- 2) 核兵器の使用を避ける唯一の方法は、核兵器の使用を戦略とするような国家を造らないこと。科学は人類を不幸と困窮から解放するための手段として利用すべきである。
- 3) 平和の原動力は婦人の心の中にある。女性が新たに獲得する「自由」と「婦人独自の能力」を有効適切に発揮してほしい。
- 4) あらゆる環境に耐え忍び、平和を好み、協調を愛し、人類に寄与する強い意志を持った人間を育成する教育が必要(山下將軍自身は、特に母親の愛情を重視)。

この山下將軍のメッセージの根本に流れている思想は、彼の処刑の8カ月あまり後に公布された「日本国憲法」の精神を基本的には先取りしていたと私は考える。キャロル・グラック教授の言葉を借りれば、「原爆の唯一の被害者である日本人の体験、それが戦後の世界に平和を築く使命を日本人に与えた」という「高潔な物語」、その原型もまた、山下將軍のこの最後のメッセージに見ることができると言える。

さまざまな社会問題を抱えた現在の日本の状況からかんがみると、われわれは今こそ、深い戦争責任感に裏打ちされた「高潔な記憶の原型」をいかにしたら活性化させることができるのか、いかにしたら若者の想像力をかき立て、他者との平和的な関係で築かれた「開かれた社会」の形成に力強く向かわせるようなものへと発展させていくことができるのか、このことを真剣に考える必要に迫られている。

政治家たちの中には、もはや「平和憲法」が現実には合わなくなったため、現実には即するように憲法を「改正」する必要があると主張する者が多くなってきている。しかし憲法は現実を反映するために設定されているのではない。むしろ、欠陥のある現実社会を正し、よりよい社会をつくり出していくための理想的規範としての役割を憲法は担わされている。したがって、現実が第9条にそ

ぐわないのなら、「陸海軍その他の戦力」は保持せず、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という条項の内容に沿うように、現実を改めていくことこそが国民に課せられている責務であろう。

われわれはまた、憲法9条を持ったことによって、対外的にも重大な責任を負っている。「憲法9条は、単に日本人の悲惨な戦争体験ばかりでなく、日本の行った戦争、中でもアジア太平洋諸国に対して行った戦争に対し、二度とあのような戦争をしないという誓いであり、証文でもある」にもかかわらず、「私たちは、日本が行った戦争による戦争体験、より具体的には近隣アジア諸国の人々の戦争体験との関係で憲法9条を考えることを十分にはしてこなかった」という古関彰一教授の指摘を、もう一度われわれは深く考えてみるべきである。

もちろん民主的憲法は、その内容に不備な点があれば、国民の自発的総意に基づいて改正を検討すべきであることは当然である。しかし、これまでの「憲法改正」の要求は、常にアメリカの戦略体制の中における日本の再軍備と軍備拡張との関連において保守政治家の間から出されてきており、自発的で自律的な欲求に基づくものとはほど遠いものである。

「第9条は日本の自衛権を否定するものではない」としばしば言われる。しかし、われわれは「自衛」を「軍事力による自衛」と想定してしまう傾向がある。軍事力でもはや自衛ができないことは9・11テロや最近のロンドン、エジプトでの爆破テロなどから明白である。ペルベーズ・フッドボーイ教授が強調されるように、今やわれわれは、「核兵器によるテロ攻撃」の可能性さえ恐れなくてはならないような不安な状況の中で生活しなくてはならなくなっている。

むしろ、「文化運動としての自衛」ということを考えるべきではないか。憎悪や敵対心を生み出さず、他者に対する配慮を自然にわき出させるような文化、文字通り「人が人に優しい文化」を創造することにより、自分だけを守るのではなく他者の生命と文化をも守ることができるような市民社会を築き上げることこそ、本当の「自衛」につながる道ではないか。この方法によってこそ、憲法の前文に掲げられている言葉、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という目的に近づくことができるのではなからうか。

浅井基文教授は、「広島市の市民は、日本国内で平和憲法と核廃絶の声を結び付ける思想を早急に構築する上で、極めて重い責任を負っている」と的確に指摘された。ヒロシマと平和憲法のその根本思想は、「殺されることなかれ、殺すことなかれ」という言葉に要約できるのではないかと私は考える。現在われわれは、自分の愛する恋人や妻や夫や子供たちの優しくほほ笑む目が、テロ攻撃で私たちの眼前から一瞬のうちに消えてしまうかも知れない不安な状況におかれている。こうした見えない敵に対してアメリカやイギリス、日本は、相変わらず多くの人間を殺すことができるさまざまな兵器で対抗しようとしている。

このような混沌とした状況であるからこそ、「殺されることなかれ、殺すことなかれ」というヒロシマと平和憲法の精神をもう一度確認し、それを積極的に平和運動の中で体現していくことが今のわれわれに課せられた責務ではなからうか。

(広島平和研究所教授)

## 目次

<国際シンポジウム特集>	
ヒロシマと平和憲法 私たちはその精神をどう活かすか	1~3
被爆61年目を迎えた広島市の課題(水本和実)	4~5
1920年代ドイツの平和主義 竹本真希子)	5
継続中の6カ国協議の評価(金聖哲)	6
<HPI研究フォーラム>	
市民平和運動の活性化を考える(小田実)	6~7
活動日誌	7~8
Hello from HPI	8

### 原爆の記憶の自然史

—私たちの時代のための遺産

キャロル・グラック



キャロル・グラック  
米国 コロンビア大学歴史学部教授  
コロンビア大学にて博士号取得。  
専門分野は19世紀後半から現在までの  
日本史。

過去について語ることは、現在にそれを伝えることであり、未来に向けて新しい思索を刺激することが前提となっている。しかし(史実としての)物語は現代の出来事との関連性が薄くなり、若い世代の関心からも離れたものとなっていくという運命をたどらざるをえない。

#### 過去

どこの国でも、戦争に関する記憶は勇敢な物語で始まる。すなわち、白黒がはっきりして、誇張され、悪者とその犠牲者がはっきり分かれている戦争の物語である。こうした物語は、国家と、戦争という不幸な出来事の犠牲者と見なされる「国民」にその焦点が当てられる。日本においては、「原爆の唯一の被害者である日本人の体験、それが戦後の世界に平和を築く使命を日本人に与えた」という高潔な物語として語られてきた。その結果、被爆者が史実の物語の中心となった。さらに、1945年の原爆による破壊は、国内外の反核運動の政治活動と密接に関連していた。少なくとも数十年間は、原爆の記憶は、日本だけではなく世界中に大きな影響を与えた。

#### 現在

60年を経た現在、戦争の記憶はどこでも風化という問題に直面しており、戦争に関して学ばなければならない世代の人たちには、戦後の経験がそれに取って代わりつつある。「原爆意識」は冷戦後は衰退し、核兵器は「大量破壊兵器」の一つとしてその中に埋没してしまった。最悪の例が米国で、相変わらず「原爆が戦争を終わらせ、多くのアメリカ人の生命を救った」という英雄的な物語が、米国の一方的軍備廃棄論と軍備拡大の正当化のために利用されている。日本においても、政府が「国際貢献」という名目で新しい軍事的側面を打ち出し、共同防衛の足かせを取り払おうという動きを見せていることから、広島・長崎の遺産は風化しつつある。問題は、過去の教訓が将来の世代にとって失われたものとならないように、原爆投下の記憶をいかに連結させ、伝達し、維持するかである。

#### 未来

他国の状況から判断するに、戦争記憶の歴史は新しい局面に入っている。戦争を最も効果的に評価する見方は、局地的な範囲を超越し、その歴史的関連性の枠組みを広げ、一国に限定された記憶から自由になるやり方である。すなわち、戦争の物語が、戦争のすべての犠牲者と加害者、すべての行動とその結果を含むようなものとして語られるようになることである。平和を期待し、そのために行動を起こすようになる前に、私たちはまず戦争について考える必要がある。

平和憲法は、「戦争を再び起こさない」という決意にその意義を見いだしたものであり、その決意を今も日本の国民は放棄してはいない。しかし、この決意を保持するためには憲法に関する議論だけでは不十分である。そのためには、新しい政策と新たな決意が必要である。広島の遺産とは、過去の戦争の物語を将来の平和のために役立たせることである。

### 憲法9条

—歴史的経緯と国民の責任

古関 彰一



古関 彰一  
獨協大学法学部教授  
早稲田大学にて法学修士号取得。  
専門は憲法史。

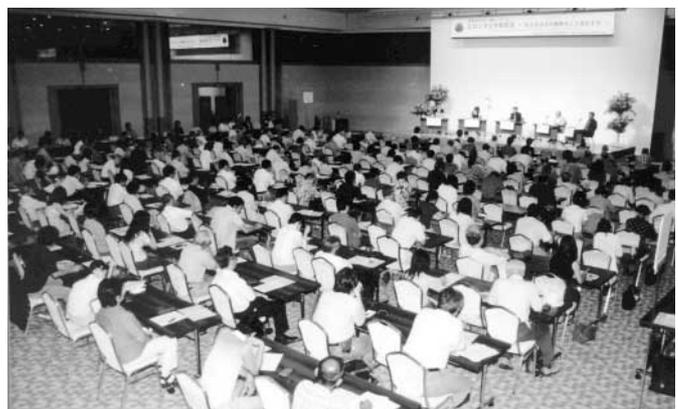
日本国憲法制定以降、政権政党が何度か憲法改正、中でも戦争の放棄を定めた9条の改正を政治目標にしてきたにもかかわらず、国民は9条の改正に反対してきた。その理由は、自らの悲惨な戦争体験に基づいた「もう二度と戦争はゴメンだ」という戦争を嫌う厭戦<sup>えんせん</sup>であり、反戦であったといえよう。この時点では、国民は日本が行った戦争に対する責任、他国民に与えた被害をさして自覚していなかったといえよう。

このように日本国民は9条を受け入れてきたが、なぜ9条が日本国憲法に盛り込まれたのかを検討してみると、日本国民の9条の受け入れ方、支持の仕方と、9条が憲法に盛り込まれた意図とは、かなり異なっている。

日本国憲法の原案は、連合軍最高司令官(SCAP)のマッカーサーの指示によっている。マッカーサーは、日本政府の明治憲法改正案は、連合軍を納得させるものではないと判断し、総司令部(GHQ)に原案を作成させることにし、その際3つの原則を示した。それは、「天皇は国の最上位にある」、「戦争の放棄」、「封建的条項の廃止」の3つであった。マッカーサーが3原則の1つに戦争の放棄を盛り込んだ理由は、天皇制を残すこと、中でも昭和天皇を戦争犯罪人として起訴しないことと密接な関係があったと考えられる。

マッカーサーは、昭和天皇を起訴せず、天皇制を残すことを意図したが、当時の国際世論、中でも連合軍の了解を取ることはかなり難しいと判断し、天皇制を残すためには、昭和天皇が率先して自らの意思で戦争放棄と軍備不保持の日本国憲法を政府につくらせたものであるという形式をつくるが必要だと判断した。さらに、戦後は空軍戦の時代であるので、日本本土の安全のためには、沖縄を基地化することが必要だと判断し、本土から沖縄を分離することにした。

つまり、日本国憲法は、戦後の日本が国際社会に復帰するためにはなくてはならないパスポートであったと考えることができる。憲法9条は二度と戦争をしないことを、世界に、特に近隣アジア諸国民に誓ったものである。また、沖縄の基地化と本土の非武装化は一体なものであることを自覚して、私たちは憲法9条を保持する責任を負っているのである。



### 広島の問題

#### —核廃絶と平和憲法を結び付ける発想を

浅井 基文



浅井 基文  
広島市立大学広島平和研究所長  
1963年から90年まで外務省に勤務。  
専門は国際関係論。

太平洋戦争とアメリカの原爆開発・投下の歴史は同時並行的に進んで、広島・長崎で両者が交わった、といえる。アメリカは日本を防戦一方に追い込みつつ、4年弱の歳月をかけて原爆開発を進め、日本の息の根を止めるために原爆投下をためらうことがなかった。

アメリカの原爆開発は、1941年10月に

始まり、翌年6月にはマンハッタン計画で本格化した。この年にはすでに日本は勢いに追い込まれ、1943年9月の段階で早くも昭和天皇は勝利の見込みを失ったが、天皇は、「一度どこかで敵を叩いて速やかに講和の機会を得たいと思った」という気持ちで戦争継続に傾き、沖縄戦終結の前日になってやっと終戦工作を指示した。

原爆実験の成功(1945年7月16日)を背景にポツダム宣言(同月26日)が出され、広島、長崎に原爆が投下されて万事休した日本は、「もはやこれまで」というあきらめから無条件降伏した。ポツダム宣言は、軍国主義の清算、人権・民主国家への生まれ変わりなどを日本に要求しており、これに抵抗した日本側に業を煮やしたGHQは、同宣言の趣旨を体現した憲法案文を用意し、ここに平和憲法が成立した。ここでしっかり確認しておく必要があるのは、原爆投下という途方もない代価の上に平和憲法があるということだ。平和憲法の「改正」が叫ばれる今日、原爆投下をも視野に収めた、説得力ある平和憲法を守り抜く思想を構築することが緊急に求められている。

日本の核廃絶運動は、第五福竜丸事件をきっかけとして盛り上がった原水爆禁止署名運動を母体としている。核廃絶運動は、不偏不党、非政治性を強調したが、原爆投下と平和憲法の相互関連性が明らかである以上、核廃絶運動が平和憲法を積極的に位置づけなかったことは、致命的な欠陥だった。

平和憲法の視座を欠く核廃絶運動は、国際的に説得力を欠くものにならざるをえない。平和憲法が「改正」され、日本が正真正銘の「戦争する国」になった時、広島を含む日本から発信される核廃絶の訴えに、国際社会が真剣に耳を傾けるはずはない。被爆60年の節目を迎える核廃絶運動が今後国際的な説得力・指導力を発揮するためには、平和憲法を守りきる思想を運動の不可分の構成要素として確立しなければならない。

広島は、日本国内で平和憲法と核廃絶の声を結び付ける思想を構築する上で、極めて重い責任を負っている。



### イスラム世界の原爆はもはや既成事実か?

ペルベーズ・フッドボーイ



ペルベーズ・フッドボーイ  
パキスタン クワディ・イ・アザム大学物理学部教授  
マサチューセッツ工科大学にて博士号取得。専門は物理学。

今日、もっと平和的な世界を願っている人たちは、軍事的なアメリカ帝国主義と暴力的なイスラム原理主義の両方に関する知識を深め、かつこれらにどう対処すべきかを迫られている。核問題の将来は、日々ますます悪化しているこの2つの衝突によっても左右される状況にある。

米国が今や世界で最も支配的な軍事大

国であることは疑いの余地がない。12の艦隊と数百に及ぶ軍事基地を世界のいたるところに持っている米国は、2005年度の軍事予算だけでも4550億ドルを使い、その上にイラクとアフガニスタンの軍事行動のために820億ドルを予算に計上している。米国の軍事費は、軍事予算で上位2位から32位を占める国の予算をすべて合計した額よりも多く、世界の軍事予算の総計額の半分近いものとなっている。ブッシュ政権の米国においては、核兵器が重要視され、実戦用の兵器とまで見なされている。

一方、イスラム諸国家の米国に対する怒りは今や頂点に達している。アフガニスタンならびにイラクへの侵攻と占領、アブグレイブ刑務所やグアンタナモ収容所での虐待、米兵によるコーラン(回教聖典)の破り捨てといった出来事のために、既存の憤りに輪をかけた状態になっている。言うまでもなく、その怒りの根源的とも言える要因は、アラブの土地を占領しているイスラエルを米国が軍事、経済、政治のすべての面で支援している事実にある。

報復のために核兵器を使いたいという願望 それは全く人道に反する愚かで自殺的な考えであるが、それは、過激派にだけ見られるものではなく、イスラム教世界ではますます一般的な思考となっている。しかし、米国ならびに広い意味での西欧諸国との紛争で核兵器使用の危険性があるとすれば、それはイスラム国家によるものではなく、そうした国家内に住む過激派の人間によるものであろう。

核兵器、とりわけ単純な型の核兵器の製造が、これまでになく非常に簡単にできるようになった歴史の新時代に、アメリカ帝国主義とイスラム原理主義の衝突が起きている。核爆発の物理学は大学院生にも簡単に教えることができる。解体のために積み上げられている旧ソ連の数千個に及ぶ核爆弾の核物質、あるいは世界のいたるところにある研究用原子炉や貯蔵施設にある大量の濃縮ウランや抽出プルトニウムからほんのわずかな量を盗んでくれば、ウランを濃縮したりプルトニウムを抽出したりというやっかいな方法をとらなくてもよい。

今日米国は、自分たちが世界に初めて持ち込み、それで世界を支配しようと試みてきた核爆弾の恐怖に、当然のごとく自分たちがとらわれている。広島、長崎への原爆投下はそうした露骨な支配力を残虐な形で誇示したものであった。しかしもっと全般的に見れば、技術は発展拡大し、私たちが賢明に使うことができる能力をはるかに超えてしまった。人間が生き残るための最善のチャンスは、化学兵器や細菌兵器の使用が禁止されたごとく、核兵器使用の絶対禁止を実現することに、そしてその世界的な規模での迅速な廃絶にかかっている。人間が生存するためには、世界の市民社会が、アメリカ帝国主義とイスラム原理主義という双子の怪物を抑制しなければならない。

# 被爆61年目を迎えた広島の問題

水本 和実

## はじめに ある被爆者らの試み

被爆60周年にあたる2005年の8月6日、広島と長崎の被爆者3人が米国自治領の一つ、北マリアナ諸島のテニアン島で開かれた平和式典に出席した。テニアン島は広島、長崎に原爆を投下したB29爆撃機が発進した基地である。式典は、テニアン市などでつくる実行委員会が2年前から開催しており、今年初めて被爆者を招いた。広島からは「ひろしまを語り継ぐ教師の会」の松島圭次郎氏と梶矢文昭氏が出席した。

同じ8月6日、米退役軍人らによる別の平和式典が開かれ、被爆者らは参加しなかったが、別の場所で退役軍人らとの対話の機会を持った。原爆投下の是非をめくり、被爆者と退役軍人らの見解に隔たりはあったが、「今後は核兵器は使ってはならない」という点では、ほぼ一致したという。

テニアン訪問中、被爆者らは、旧日本軍が建設しながら米国に奪われ、最後は皮肉にもB29爆撃機の出撃基地となった飛行場の滑走路に立った。1944年7月の米軍上陸作戦で日本兵約8,000人、日本民間人約3,500人が命を失った島内の戦跡も見て回った。(この時の模様は8月6日夜のNHKラジオ第1放送「もう一つの平和式典 B29基地テニアンの8・6」で全国に紹介された。旧日本軍によるテニアン島への飛行場建設および米軍との戦闘については、石上正夫著『大本営に見捨てられた楽園』桜井書店、2001年などが詳しい)

大半の被爆者はいまだに心の中に、人には言えない傷やトラウマを抱えており、実物大の原子爆弾の模型を見ただけで拒絶反応を起こす人もいる。まして原爆投下機が発進した場所に立つこと自体、心の傷をメスでえぐるにも等しい行為に違いない。今回テニアンを訪問した3人の被爆者の勇気に、心から敬意を表する。と同時に、彼らの行動の中に、広島・長崎がこれから取り組まねばならない重要な課題が示されていると私は考える。

## 被爆60周年目の未解決問題

被爆60周年にあたる今年原爆記念日を、多くの人は危機感を持って迎えた。被爆地はさまざまな課題を抱えているが、とりわけ危惧されるのが 被爆体験の継承をどうするか、海外に存在する異なる解釈をどうするか、の2つだろう。それらについて即効性のある明快な答えはないが、若干の私見を述べてみたい。

### <継承問題>

いま叫ばれている最大の危惧は、直接証言できる被爆者の高齢化という問題である。だがこれは、広島・長崎だけに固有の問題ではない。歴史上、あらゆる悲惨な出来事は「年月の経過」にさらされる。問題は、原爆投下の史実を伝えるのは直接証言者だけが、という点である。すでに広島には個々の被爆体験に関する膨大な手記や証言、絵画、映像などがあるが、データの多くは分散し、断片化したままだ。

また、広島・長崎への原爆投下の実相や問題点は、完全に解明し尽くされているわけではなく、今日もなお新たな事実が発掘されつつある。また、医学、物理学、歴史学、国際関係学、社会学、心理学、文学など個々の学問分野から見れば、未解明の問題も多い。だとすると、

いたずらに「年月の経過」を嘆くよりも、原爆投下の本質を、より専門性ある切り口で解明する努力に力を注ぐべきではないか。

### <異なる解釈の壁>

次に問題とされるのが、いまだに海外に存在する、原爆投下の是非をめぐる異なる解釈に対するもどかしさだろう。

その代表的な例を挙げれば、一つは「原爆投下は正しかった」「原爆投下が100万人の米兵の命を救った」とする米国内多数派の意見であり、もう一つは「原爆投下は日本軍による侵略・植民地支配を終わらせた」「日本は原爆の悲惨さを強調し、自国の非人道行為に対する反省がない」とする中国や韓国・北朝鮮およびアジア周辺諸国の意見であろう。広島で平和活動に携わっている多くの市民が、海外からの訪問者のこうした意見に直面し、動揺している。

これに対する答えも単純ではないが、重要なのは「白か黒か」の議論は無意味であり、議論の前提なしに原爆投下の是非は判断できない、ということだ。米国の見方について議論するのであれば、「非戦闘員に対する無差別大量殺戮は国際法上・人道上許される行為か」「戦争終結上、原爆投下はいかなる効果を持ったか」「本土決戦で100万人の死者が出るとの論拠はどこか」など、論点を一つ一つ絞り、史実に基づいた議論をすべきである。

また、アジア周辺国に見られる議論に対しては、まず私たち自身が日本の近代化における軍国主義化、アジアへの軍事侵略の経過、朝鮮半島への植民地支配の経過について、冷静に史実に基づき学ぶべきであろう。大学で学生たちに接していて問題だと感じるのは、学生たちが近・現代の日本・東アジア関係史や日米戦争史について誤った歴史認識を持っていることではなく、「高校まででほとんど何も教えられていない」ことである。

その上で、広島が原爆の悲惨さを伝えるのは、決して過去の日本の戦争や残虐行為を正当化するためではない、ということを私たち自身が相手に明確に伝える必要がある。

## 代わりに いかにか共通認識を築くか

なぜ、誰に被爆体験を伝えるのか。私たちは、原爆による「非戦闘員無差別大量殺戮」や放射線が人類にもたらす被害の非人道性に関して、世界が共通認識を持つことを目指し、特定の国籍やナショナリズムを超えた、人道的立場で被爆体験を伝えるべきである。それは、当然ながら日本の過去の戦争・侵略・植民地行為の正当化のためではない。しかし、何らかの誤解により私たちのメッセージが伝わらないのであれば、私たちの側から歩み寄って誤解を解かねばならない。自らを人道的立場と位置づけるなら、当然の姿勢である。

被爆60周年目に、心の傷に耐えてテニアンに赴き、対話を求めて歩み寄ろうとした被爆者たちの姿勢を、私たちは受け継ぎ、解釈の壁を超える努力を積み重ねていかねばならない。それが被爆61年目を迎えて残された私たちの宿題だと私は考える。

(広島平和研究所助教授)

# 1920年代ドイツの平和主義

竹本 真希子

1914年のサラエヴォ事件を契機として勃発した第一次世界大戦は、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー帝国をはじめとする同盟国とイギリス、フランス、日本などの連合国によって4年間にわたって戦われ、900万以上の人命を奪う総力戦となった。この戦争は1918年秋、同盟国の敗戦という形で終わった。敗戦国ドイツでは同年11月、水兵や労働者による革命が起こり帝政が崩壊した。これによりドイツ最初の共和国、いわゆるヴァイマル(ワイマール)共和国が誕生したのであった。

この戦争に対して平和主義者たちは無力であった。ドイツでは1892年のドイツ平和協会の設立により全国的な平和運動が始まっていたが、世界大戦が始まると平和主義者たちは弾圧され、その活動が禁止された。しかし戦争が終わると平和主義者たちは運動を再開した。総力戦の悲惨な体験、化学兵器への不安もさることながら、戦争の火種となったヨーロッパのあり方が、もしもう一度戦争が起こればそれこそはるかに恐ろしいものになるであろうという危機感を平和主義者たちに抱かせ、彼らを積極的な運動に駆り立てたのであった。彼らは引き続き国際法を理論の基盤として、全面的軍縮やドイツの国際連盟加盟、戦争責任問題などについて議論した。

次なる戦争への危機感と共和国の成立という2つの要素は、ドイツの平和主義の特徴を大きく変化させた。平和主義者の議論の中に積極的に教育(教科書から復讐的な記述をなくすべきだということが主張された)文化の相互理解というテーマが取り入れられた。さらに平和運動史を見るときに特に注目すべきなのが、この時期に個々人の平和主義への意識改革(当時は「精神的革命」と呼ばれた)の必要性が強く主張されたことであった。この主張は共和国護持の要求と強く結び付いていた。帝政期に人々が持っていた「臣下意識」を捨て、共和国に住む自立した人間として平和のために活動するための啓蒙を行うことが、実際のプログラムとして平和組織の中で求められたのであった。さらに戦争と平和の問題がそれまでは政治の延長、国家と国家の関係の問題であったのに対して、このことが人間個々人の問題として受け止められるようになった。平和組織の綱領のなかで「個人の生きる権利」が平和主義の基盤として主張されたのであった。平和組織と平和運動のあり方そのものにも変化が見られた。平和組織設立初期は、平和運動はいわば一部の知識人の「共同体」によって支えられたものであったが、いまや平和運動は大衆運動としてあるべきだとされたのであり、初めて個々人が平和運動の主体になる機会を得たのであった。

当時の平和主義を最もよく表しているのが、カール・フォン・オシエツキーの言葉である。オシエツキーは著名なジャーナリストで、

ドイツの軍国主義とナチズムに反対し1935年度のノーベル平和賞を受賞した人物である。彼は「死ぬとか殺せなどと、もう二度と国家や党に命令されることのない」自律的な人間を育てなければならないと述べ「戦争が決して英雄的なものを意味するのではないということ、そうではなく、戦争がただ人類に対する恐怖と絶望をもたらすだけのものであるということ、われわれ平和を信奉する者は繰り返し指摘しなければなりません」と説いた。そして「われわれは生きる権利を守ろうとしているのです。守らなければならないと言われた名誉は、世界大戦の死者にとって何の役に立ったのでしょうか。無名兵士の記念碑が、戦争で死んだ者のいったい何の役に立つのでしょうか。人間はまず生きなければなりません。それから名誉が守られるのです」と訴え、「生きる権利」の主張に基軸を据える平和運動を目指したのであった。

このようなオシエツキーの言葉は当時のドイツの中でだけ通用するものではなく、現在のわれわれにも戦争の無意味さを教えるものである。しかし当時オシエツキーやそのほかの平和主義者たちの言葉は、国家主義的な政治を前にしたドイツではほとんど聞き入れられることがなかった。戦争を「万物の父」と理解し賛美する知識人はこのころもいたし、領土拡張政策はヒトラーやナチズムの積極的な支持者だけでなく、当時の主だった政治家によっても進められていたのであった。平和主義者はあくまでも少数派で、国際協調、特にフランスとの協調を訴える平和主義者たちは「国家反逆者」とみなされ、オシエツキーをはじめとして多くの平和主義者が実際に「国家反逆罪」で、あるいはヴェルサイユ条約で禁止されていたドイツの再軍備を暴露したことによる「国家機密漏洩罪」で有罪判決を受けた。そして平和主義者たちは言論の自由を奪われただけでなく、暗殺の脅威にもさらされたのであった。さらに1933年にヒトラーが政権を取ると、多くの平和主義者はドイツから亡命せざるをえなくなった。また、強制収容所で殺害された者もいたのである。

第二次世界大戦後は、ドイツだけでなく日本でも平和主義はそれ以前に比べればより広く受け入れられてきた。少なくとも現在では平和主義者を「国家反逆者」として罰することはない。しかしオシエツキーが問題としたような戦争崇拜は現在でも至る所で見られるのである。われわれは「自律的な人間」として強い危機感を持って彼らの声に再び耳を澄ませ、戦争が英雄的なものでないこと、ただ人類に対する恐怖と絶望とをもたらすだけのものであることを、引き続き説いていかなければならないのである。

(広島平和研究所助手)

## エノラ・ゲイの航路図

テニアン島から広島までは約2,740キロメートルあり、B29爆撃機で片道6時間30分の飛行だった。



出典：広島平和記念資料館『図録 ヒロシマを世界に』

## 北マリアナ諸島



# 継続中の6カ国協議の評価

## —北朝鮮問題に関する主要な論点

金 聖哲

北朝鮮問題に関する第4回6カ国協議は2005年9月19日、共同声明を採択して終了し、その中で北朝鮮は核計画を放棄し、見返りとして米国から安全保障の保証を受けることに合意した。しかし、金柱寛（キム・ケグアン）外務次官率いる北朝鮮代表団が平壤に帰国するやいなや、朝鮮中央通信は共同声明を損ねるとされる外務省の声明を報道した。声明によると、北朝鮮は米国が軽水炉を提供するまで核施設を解体しないという。北朝鮮にとって軽水炉は米朝2国間の信頼醸成の物的証拠である。たとえ北朝鮮が共同声明を遵守したとしても、この新たな展開には多くの問題点が含まれている。

関連する問題点を手短かに指摘する。第1に、時間が重要な問題である。時間の経過とともに経済的な負担も増すからである。なぜなら、北朝鮮がすべての核施設解体を実施するまで原子炉の運転を続け、兵器級プルトニウムを抽出するとみられるからである。第2に、北朝鮮は経済的恩恵を雪だるま式に拡大するつもりだ。そうなれば韓国の意思とは無関係に、韓国に莫大な負担の大半が集中するだろう。第3に、核施設の解体実施へ向けいくつかの段階が必要であるにも関わらず、合意による負担を負う国と、負う必要性を感じない国の間に亀裂が生まれる可能性がある。この点で北朝鮮による軽水炉の要求は、見た目よりずっと複雑な問題をはらんでいる。

上に述べた点から、私たちは今後の6カ国協議の際に考慮すべき2、3の原則を引き出すことができる。第1に、参加国は目標到達までの時間を考慮して、最適費用を算出すべきである。手続き事項に関する不一致はどんなものであれ、目標に到達する時間を引き延ばし、負担を増やし、予想外の妨害を可能にするだけである。

第2に、今後の6カ国協議はプルトニウム型核兵器の開発をいかに止めるかという問題を最緊急事項として取り上げるべきである。北朝鮮の報道機関は2003年、北朝鮮が黒鉛減速炉でプルトニウムを抽出するため使用済み核燃料棒を再処理していると繰り返し伝えた。そして2005年2月、金正日総書記の誕生祝賀会の1週間前に、平壤は核兵器国であると宣言した。これらすべての動きを考えると、北朝鮮は合意が実施される時まで、核能力を強化し続けようとする可能性がある。

第3に、軽水炉問題を解決するため韓国による従来の対北朝鮮電力支援の提案と結び付けた新たな節約型アプローチを検討すべきである。7月に第4回6カ国協議が始まる直前に、すでに韓国は北朝鮮に対して200万キロワットに上る電力支援を提案している。莫大な経済支援のコストと電力支援の政治的意味を考えると、韓国政府は費用の倍加を防ぐため両方の事業を結び付けることを考えるべきである。

もう一つ問題点がある。北朝鮮の核危機はもっと根本的で構造的な問題、つまり朝鮮半島の冷戦の遺物までさかのぼることができるかもしれない。2005年9月19日の共同声明は、冷戦の終わりを視野に入れた初めての歴史的声明である。この声明は現状に責任を持つすべての関係国によって準備された。したがって、北朝鮮による軽水炉の要求でただちに悲観的になる必要はない。

6カ国協議はまず、核兵器計画放棄のための段階的な措置に焦点を当てるべきである。しかし、もし進展があれば、別のパイプを通じた平和協定の討議を促進するかもしれない。300万人の死者を出した朝鮮戦争は、手続き上はまだ終結していないのだ。現行の休戦協定は南北間の武力衝突を防いでいる唯一の取り決めである。休戦協定を平和協定に発展させることは、北東アジア全体、とりわけ朝鮮半島における不安定の源を取り除くためのもう一つの必要条件である。南北両国と中国、米国は朝鮮戦争の交戦国であることを考えると、平和協定へ向けて4カ国間で真剣で広範囲にわたる討議が必要だろう。

9月に行われた第16回南北閣僚級会談で、両国が朝鮮半島にいかん平和体制を構築するかについて討議したことが報じられた。これは実質的には、休戦協定から平和協定への発展を意味している。もし北朝鮮が主張したように、前回の6カ国協議でこの問題が話し合われたなら、焦点であるべき北朝鮮の核開発問題はうやむやになり、交渉は暗礁に乗り上げていただろう。だが、平和協定についての話し合いは、それが朝鮮半島における冷戦の終わりをもたらす基本的な条件であるという意味で、必要なものである。

（広島平和研究所助教授）

## HPI研究フォーラム

6月4日

テーマ：「市民平和運動の活性化を考える  
広島市民に問われているもの」

講師：小田 実（作家・評論家）



2005年6月4日、作家・評論家であり平和活動家としても内外に広く知られている小田実氏を迎えて、「ヒロシマの風化」が憂慮されている今日、私たち広島市民はいかに核廃絶・平和運動を進めていったらよいかについて、氏の考えを述べていただいた。

核兵器問題を含む戦争問題に対する小田氏の思想の中心は、氏自身が中学生時代に体験した米軍による大阪空

爆の恐怖に深く根を下ろしている。

約10万人の死者を出した1945年3月10日の東京大空襲を皮切りに、米軍による日本各地の都市への無差別爆撃は激化していった。東京に続き、名古屋、大阪、神戸に焼夷弾による夜間の低空絨毯爆撃が次々と行なわれた。大阪には3月13日の深夜、7万個の焼夷弾が投下され、3,000名を超える死者を出した。最終的に全国400近い市町村の人々が爆撃の犠牲者となったわけであるが、大阪での全市焼きつくしの大空襲は8回、そのうち小田氏は3回体験している。

一般的に、広島・長崎への原爆投下をもって米軍空爆に終止符が打たれ、日本は連合軍に降伏したと理解されている。ところが実際には、原爆投下後も空爆は続いており、8月10日には熊本、大分、宮崎が、12日には久留米が攻撃目標となっており、最終空爆は14日の昼間に行なわれた大阪に対するものであった。この空爆では、大

阪城内にあった陸軍造兵器廠(兵器工場)に700トンあまりの爆弾が投下され、完全に破壊された。自宅がこの近辺にあった小田氏は、この最後の空爆で投下された1トン爆弾による死の恐怖を体験し、翌日敗戦を迎えた。

原爆投下でなぜ日本は即座にポツダム宣言を受諾しなかったのか。なにゆえに九州の都市や大阪の市民がその後も犠牲とならなければならなかったのか。こうした疑問を小田氏は戦後抱き続け、渡米した折、当時のアメリカの新聞『ニューヨーク・タイムズ』に報道された戦争関連記事を詳しく調査された。その記事の内容と終戦間際の日本政府側の動向を照らし合わせ、日本側は原爆投下後も、米国による「国体の護持」、すなわち昭和天皇の生命の保証が明確になるまで「無条件降伏」を受け入れることを拒んだのであり、まさにこの事実が自分が体験した大阪での最後の空襲と密接に関連していたことを理解された。

このことから、原爆は日米両国の軍人ならびに政治指導者にとつ

ては、われわれが考えるほど特殊な爆弾としてはとらえられておらず、極めて威力の強い通常兵器の一種であると見なされていたのではないかと判断される。しかも、こうした「核兵器理解」は現在も続いているだけではなく、さまざまな大量破壊兵器の出現によってますます核兵器と通常兵器の差異が消滅しつつある。それゆえ、核兵器廃絶は、反核運動だけでは達成することは困難であり、新しいアプローチによる幅の広い兵器廃絶と平和運動のあり方を模索する必要があることを指摘された。

戦争それ自体が狂気であり、特攻・玉砕という日本の攻撃方法も、米国が作り出した大量無差別虐殺兵器である原爆も、そうした狂気が産み出した必然的な結果であったという氏の結論は、現在の戦争や自爆テロの問題を考える上で極めて示唆に富むものであった。

(広島平和研究所教授 田中 利幸)

## 活動日誌

2005年7月1日～10月31日(その1)

7月2日(土)水本助教授、社団法人広島県看護協会主催の看護管理者セカンドレベル講習で「平和研究の現状と課題」と題して特別講義(於:同協会)

7月4日(月)高橋助手、米デューボール大学(シカゴ)の学生に原爆情報統制とビキニ核実験について講義(於:広島国際会議場)

7月4日(月)～17日(日)シェラー教授、スレブレニカにおける虐殺10周年記念式典に参加、国連、欧州安全保障協力機構、戦犯法廷やNGO関係者と会談(於:ボスニア・ヘルツェゴビナ)

7月6日(水)シェラー教授、トカカ研究・文書センター所長にインタビュー(於:サラエボ)。水本助教授、広島弁護士会主催のNPT問題研究会にて「NPT体制の現状と課題、広島への役割」と題して報告(於:同弁護士会館)

7月9日(土)高橋助手、第五福竜丸平和協会主催「『ラッセル=アインシュタイン宣言』50年と核兵器問題 被爆60年のいま 宣言を考える」にコメンテーターとして出席(於:東京・学会館)

7月13日(水)シェラー教授、ボスニア・ヘルツェゴビナ民主主義強化研究所主催の会議「多民族社会における民主主義と人権」において「ボスニアにおける正義の変化」と題して講演(於:コンジック)

7月17日(日)水本助教授、国際協力機構(JICA)中国国際センターなど主催の公開ワークショップ「広島の経験を国際協力に活かす」において「広島の平和教育の歴史と現状、課題」についてパネリストとして報告(於:ひろしま国際センター)

7月23日(土)水本助教授、広島県主催の「ひろしま国際平和フォーラム」第2回コメンタリー会合に委員として出席(於:広島平和研究所)

7月23日(土)～27日(水)水本助教授、第55回バグウォッシュ会議に参加。24日(日)の第1作業部会「ラッセル=アインシュタイン宣言の遺産と核兵器廃絶」で「21世紀における広島の役割」について報告(於:広島国際会議場)

7月27日(水)広島平和研究所主催被爆60周年記念講演会A。パキスタン・クワディヤ・アザム大学ベルベーズ・フッドボーイ教授、「核拡散を防止するには何をなすべきか?」と題して講演(於:まちづくり市民交流プラザ)

7月28日(木)広島平和研究所主催被爆60周年記念講演会B。米コロンビア大学キャロル・グラック教授、「未来を記憶する ヒロシマと世界」と題して講演(於:まちづくり市民交流プラザ)

7月29日(金)水本助教授、広島市主催の国内ジャーナリスト研修「ヒロシマ講座」で「ヒロシマと平和について」と題して講義(於:広島国際会議場)

7月30日(土)広島平和研究所主催の国際シンポジウム「ヒロシマと平和憲法 私たちはその精神をどう活かすか」を開催(於:広島国際会議場)

8月2日(火)浅井所長、原水爆禁止日本協議会(日本原水協)主催の原水爆禁止世界大会全体会議にて発言(於:広島厚生年金会館)

8月3日(水)浅井所長、朝日新聞主催国際平和シンポジウム「核なき世界をめざして 北東アジアにおける日本の役割」にパネリストとして出席(於:広島国際会議場)

8月4日(木)浅井所長、広島市教育委員会主催「高校生 平和の創造と発信」大会に審査委員長として出席(於:広島県民文化センター)。水本助教授、日

本ユネスコ協会連盟など主催の第51回全国高校ユネスコ研究大会第1分科会「世界平和」に指導講師として参加、「世界の核兵器をどまぐ現状」などについて講義(於:広島県江田島市)

8月5日(金)田中教授、立命館大学・アメリカン大学共催のアメリカ人学生のための広島・長崎研修旅行グループに「Fire Bombing and Atomic Bombing」と題して講義(於:広島平和研究所)。高橋助手、被爆60周年記念原水爆禁止世界大会広島分科会「広島のヒバクシャの現状と連帯」にて「核実験被災を認めない日本政府」と題して報告(於:広島教育会館)

8月5日(金)～6日(土)浅井所長、第6回平和市長会議被爆60周年記念総会第2分科会にチェアパーソンとして出席(於:広島国際会議場)

8月6日(土)浅井所長、NHKラジオ第1放送「平和記念式典」(中継)にコメンテーターとして出席

8月20日(土)水本助教授、広島平和記念資料館主催の第4回「中・高校生ピースクラブ」にて「世界の核の現状と原爆投下をめぐる認識」と題して講義(於:同資料館)。水本助教授、広島青年会議所主催の8月第2例会にて「『祈る平和』から『創り出す平和』へ」と題して講演(於:リーガロイヤルホテル広島)

8月23日(火)～9月14日(水)シェラー教授、ルワンダの伝統的民衆裁判「ガチャチャ」を導入した大量虐殺裁判調査のため、4地区で裁判、生存者、NGO関係者にインタビュー(於:ルワンダ)

8月24日(水)浅井所長、浮島丸殉難者を追悼する会主催「浮島丸殉難60周年記念企画 東アジア国際平和シンポジウム」にコーディネーターとして出席(於:舞鶴市商工観光センター)

8月25日(木)シェラー教授、主席検察官ムヨ氏と会談(於:ルワンダ)

9月4日(日)～13日(火)水本助教授、広島県カンボジア復興支援プロジェクト事前調整のためカンボジアのプノンペン市およびシエムリアップ州へ出張

9月6日(火)～8日(木)田中教授、オーストラリア戦争博物館研究センターにて日本関連資料の分析に関する助言、ならびに資料調査

9月8日(木)～9日(金)金聖哲助教授、韓国統一研究院主催会議「北東アジアにおける地域協力のインフラ 現状と課題」にて「北東アジアの地域協力における国内の制約」と題して発表(於:ソウル)

9月10日(土)シェラー教授、マリガンデ外相にインタビュー(於:ルワンダ)

9月11日(日)シェラー教授、ベルギー人神父セウニス被告のガチャチャ裁判で証言(於:ルワンダ)

9月12日(月)シェラー教授、ブシギ法務省官房長およびルノー国際犯罪法廷主席捜査官にインタビュー(於:ルワンダ)

9月14日(水)田中教授、明治学院大学アメリカ人留学生に「Terror from the Sky: A History of Indiscriminate Bombing」と題して講演(於:広島アステールプラザ)

9月22日(木)ガネサン助教授、「ASEANと大メコン流域の協力」会議にて「シンガポールの外交政策におけるASEANの役割」と題して発表(於:ミャンマー)

9月26日(月)田中教授、広島平和研究所主催連続市民講座において「核問題を見る視点 核廃絶運動だけでは核は廃絶できるか」と題して講義(於:まちづくり市民交流プラザ)



竹本真希子(たけもと まきこ) 助手

1971年茨城県生まれ。専修大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。ドイツ・オルデンブルク市カール・フォン・オシエツキー大学に留学。2003年7月から2005年6月まで専修大学大学院社会知性開発研究センター/歴史学研究センター助手。2005年7月より現職。専門はドイツ近現代史、特に20世紀ドイツの政治文化と平和運動および平和思想史。

「広島平和研究所の一員になることができ光栄です。素晴らしい環境で研究ができることをとてもうれしく思います。同時にこの広島の地で平和研究に取り組むことの重大さに身の引き締まる思いです。これまでは1920年代から30年代前半のドイツのジャーナリズムに見られる平和主義と当時の平和組織の運動に注目し、歴史の中での平和運動の意味を探ってきました。今後は対象をドイツに限らず日本にも広げて比較検討し、平和とは何かについて考察していきたいと思っています。また現在に至るまでの平和運動にまで視野を広げて研究し、20世紀後半の平和運動の中でのヒロシマの意味についても考えていくつもりです」



キム ミキヨン(金 美景) 講師

韓国・釜山市生まれ。米国ポートランド州立大学でフルブライト客員教授を務めた後、2005年10月より現職。女性学、国際移住、人権を専門に米国で社会学の博士号を取得。広島平和研究所で北朝鮮の女性亡命者に関する研究の継続を希望している。また、急激に変化しつつある北東アジアの政治構造の中での軍事的変化についても研究を望んでいる。

「日本が重要な過渡期を迎えている時に、この国にいられることを非常に幸運に思います。広島市は、世界が暴力による残虐行為を忘れることなく、辛抱強く平和を追い求めるべきであることを、痛みとともに私たちに思い出させてくれます。責任ある国家としての日本と、被爆という特別の地域全体の記憶を持つ広島は、将来の世代によりよい生活環境を残すための世界全体による協調的努力の中で、特別の地位を占めています。個人的には、私はいつも川、海、山が美しい調和を織りなす場所に暮らしてみたいと思っていました。広島では、豊かな川が広大な海につながり、青空が見事な山々を包み込んでいます。路面電車から見る景色は、私が今、ずっと探していた場所にいるのだと教えてくれます」

## 活動日誌

2005年7月1日～10月31日(その2)

10月1日(土)浅井所長、広島弁護士会主催のシンポジウム「憲法第9条 私はこう考える」に護憲論の立場からパネリストとして出席(於:広島YMCA国際文化ホール)

10月3日(月)広島平和研究所主催連続市民講座。広島世界平和ミッション派遣メンバーの細川浩史氏、「『被爆体験を伝える』ということ」と題して講義(於:まちづくり市民交流プラザ)

10月6日(木)HPI研究フォーラム開催。講師:ウィーン大学平和研究所所長ゾークリト・ベリンガー氏、テーマ「ヨーロッパにおける戦争と平和の歴史」(於:広島平和研究所)

10月7日(金)ガネサン助教授、ベトナムの公務員に対し「透明性のある統治と公務員の倫理行動」と題して発表(於:ハノイ)

10月8日(土)佐藤助手、国際法学会東西合同研究会において「国際法へのコモン・ロー法律家的なアプローチ」と題して講演(於:北海道大学)

10月15日(土)浅井所長、全広島教職員組合福山支部主催、福山教育研究の集いにて「保守政治の21世紀戦略と教育問題」と題して講演(於:福山市立樹徳小学校)

10月17日(月)広島平和研究所主催連続市民講座。鎌田七男・広島原爆被爆者援護事業団理事長、「原爆放射線の医学的影響」と題して講義(於:まちづくり市民交流プラザ)

10月18日(火)水本助教授、広島県主催の「ひろしま国際平和フォーラム」第3回コアメンバー会合に委員として出席(於:広島市)

10月21日(金)水本助教授、高橋助手、広島平和記念資料館資料調査研究会総会に委員として出席(於:同資料館)

10月22日(土)浅井所長、核戦争に反対する医師の会・愛知主催「第16回核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい」のシンポジウム「戦争・核の恐怖から抜け出す平和への道 日本は果たすべき役割は?」にパネリストとして出席(於:中京大学)

10月24日(月)広島平和研究所主催連続市民講座。松井芳郎・立命館大学法科大学院教授、「国際法から見た原爆投下問題」と題して講義(於:まちづくり市民交流プラザ)

10月26日(水)～28日(金)広島平和研究所プロジェクト研究「ミャンマー・ピース・イニシアチブ」第2回ワークショップ開催(於:同研究所)

10月30日(日)浅井所長、愛知県原水協主催「ピースワールド・60・あいち 憲法9条の心を世界へ」にコメンテーターとして出席(於:名古屋市公会堂)

10月31日(月)高橋助手、広島平和研究所主催連続市民講座において「隠されたヒバクシャ 世界に広がる核被害者」と題して講義(於:まちづくり市民交流プラザ)

### 訪問者

7月5日(火)放射線影響研究所前理事長 パートン・G・ベネット氏、新理事長 大久保利晃氏

8月1日(月)～10日(水)国際連合大学高等研究所客員リサーチアシエント エレナ・コムレバ氏(「核現象の人類学的側面に関する情報規範」研究のため)

8月3日(水)広島アジア友好学院 理事長 山田忠文氏、イタリヤ平和使節団 団長 デビアン・ピエール・ルイジ氏 他5名

9月13日(火)日本大学国際関係学部教授 三露久男氏および学生18名

10月4日(火)原爆遺跡保存運動懇談会 副座長 楠忠之氏、事務局長 高橋信雄氏

10月12日(水)カザフスタン国立図書館長 ムラト・アウエゾフ氏

10月21日(金)パキスタン・ジャーナリスト アガ・マスード・フセイン氏

### 活動日誌追加

5月25日(水)水本助教授、韓国・湖南大学人文社会科学研究所主催の国際会議「光州と広島における民主主義、人権、平和」において「広島への課題 平和運動から平和構築へ」と題して報告(於:光州市)

## HIROSHIMA RESEARCH NEWS

第8巻 第2号(通巻23号)  
2005年11月28日発行

発行所 広島市立大学広島平和研究所 〒730 0051 広島市中区大手町4-1-1 大手町平和ビル9・10階  
編集担当 吉田紋子 TEL 082-544-7570 FAX 082-544-7573  
印刷所 産興株式会社 http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/ Eメールアドレス:office-peace@peace.hiroshima-cu.ac.jp